



子育てガイドブック

高千穂町

2025年4月

はじめに

高千穂町では、子どもとその保護者を支えていくことを通じ、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長することで幸せを感じることができるよう「子育ての幸せをみんなが実感できるまち」を基本理念とし、その実現に取り組んでおります。

この『子育てガイドブック』は、現在子育て中の方やこれから子育てをする方が、安心して子育てをするための制度やサービスを掲載しています。

ご家庭でご利用いただき、子育てにかかわる皆さんの手助けとなりましたら幸いです。



目次

1. 妊娠したら… 3

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊婦健康診査、産後健康診査、妊産婦健診交通費助成事業
- ・新生児聴覚スクリーニング検査
- ・妊婦のための支援給付 及び妊婦等包括相談支援事業
- ・妊活応援助成事業
(不妊検査費・不妊治療費の助成)
- ・おもいやり駐車場制度

2. 赤ちゃんが生まれたら… 5

- ・出生届の提出
- ・子育て支援金
- ・健康保険の加入手続き
- ・児童手当
- ・子ども医療費助成制度
- ・未熟児養育医療

3. 赤ちゃん和妈妈の健康… 8

- ・新生児・乳幼児訪問
- ・産後ケア事業
- ・乳幼児健康診査
- ・幼児歯科健診
- ・予防接種
- ・小児任意予防接種費用助成事業

4. 子育て支援の施設とサービス… 12

- ・保育園、認定こども園
- ・一時保育
- ・高千穂町子育て支援センター
- ・高千穂町ファミリーサポートセンター

5. 学校教育… 16

- ・育英資金の貸付
- ・放課後児童クラブ

6. 発達支援が必要な お子さんのために … 19

- ・重度心身障害者医療費助成制度
- ・自立支援医療制度
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度
- ・重度心身障害者介護手当
- ・特別児童扶養手当

7. ひとり親家庭のために … 21

- ・ひとり親家庭医療費助成制度
- ・児童扶養手当
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度
- ・求職、資格取得のための支援(給付)

8. 児童虐待に関すること … 24

- ・児童虐待とは
- ・高千穂町こども家庭センター

1. 妊娠したら

1 母子健康手帳の交付



妊娠がわかったら、早めに届け出をしてください。届け出をしていただくと、母子健康手帳及び妊婦健診等助成券の交付と、保健師による妊娠中の生活等について説明を行います。母子健康手帳は、妊娠、出産と子どもの予防接種、乳幼児健診等の発育記録となります。大切に保管ください。

●交付日 原則第1木曜日（詳細は母子カレンダーをご参照ください）

●受付時間 9：00～11：00

●場 所 保健センターげんき荘

※交付日にご都合の悪い方は事前に希望日時をご連絡ください

●届け出に必要なもの

- ・妊娠届書（各産婦人科にあります）
- ・身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ・印鑑
- ・本人名義の口座情報がわかるもの



2 妊婦健康診査・産後健康診査・妊産婦健診交通費助成事業

安心して妊娠期を過ごしていただくため、妊娠期の健康状態をみる妊婦健康診査の助成券交付を行います。妊婦健康診査に係る費用が14回分と（多胎児は5回分追加）妊婦歯科健康診査、子宮頸がん検診、産婦健康診査（2回分）に係る費用が助成されます。

また、妊産婦健診交通費も助成されます。

本町に転入された妊婦の方は、転出前の市町村の助成券は使用できませんので、保健センターまでお越しくください。本町の助成券と交換します。

3 新生児聴覚スクリーニング検査

新生児聴覚スクリーニング検査の費用が助成されます。生まれて間もない赤ちゃんを対象とした「耳の聞こえ」の検査です。出産した医療機関で退院までの間に検査を受けることが一般的ですので、母子手帳交付時に「新生児聴覚検査同意書兼助成券」をお渡しします。

4 妊婦のための支援給付 及び 妊婦等包括相談支援事業

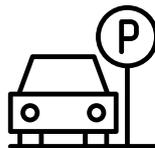
妊婦届出を行い、保健師との面談後に、妊娠・出産時の関連用品の購入費等として現金5万円を支給します。

また、妊娠8ヶ月ころ保健師との面談後に、子育て関連用品の購入費等として現金5万円を支給します。

5 妊活応援助成事業

一組の夫婦に対して、不妊検査費・不妊治療費の自己負担額の全額を助成します。ただし、令和5年4月1日以降に不妊治療を開始された方で宮崎県不妊治療費支援事業の助成に該当される方は、自己負担額から宮崎県の助成額を控除した額を高千穂町より助成します。

6 おもいやり駐車場制度



産前4ヶ月～産後3ヶ月の方を対象に、おもいやり駐車場の利用証を交付します（県事業）。

交付を受けたい方は、福祉保険課（電話73-1202）で手続きをしてください。



問い合わせ先
保健センターげんき荘 TEL73-1717



ワンポイントアドバイス

赤ちゃんの一日は、おなかがすいたら泣き、おむつを替えてもらって、おっぱいを飲むとしばらく眠り、またおなかがすいて泣く・・・の繰り返しです。昼夜の区別もないので、お母さんは睡眠不足になりがちです。

「赤ちゃんの一日はこんなもの！」と割り切って付き合いましょう。

また、赤ちゃんのうんちの色は、緑・黄・茶など様々。赤・黒・白以外のうんちであれば大丈夫です。母乳で育っている赤ちゃんは下痢っぽい便が多く、毎日うんちが出なくても機嫌もよく、硬くないうんちがまとめて出るようであれば心配ありません。

2. 赤ちゃんが生まれたら

1 出生届の提出

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、医師・助産師等が作成した出生証明書がついた『出生届』を提出してください。

●出生届の提出先

- ・親の住所地（一時滞在地）
- ・子どもが生まれたところ
- ・親の本籍地

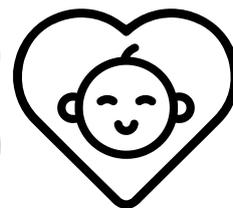
のいずれかに提出してください。

●届け出に必要なもの

- ・出生届（出生証明書を含む）
- ・母子健康手帳
- ・届出人（父か母）の印鑑

●注意事項

- ・赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・平仮名または片仮名、その他符号等に限られます。
- ・届出人は、原則として「父」または「母」となります。届出人が署名（押印は任意）したあと、届出を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。



問い合わせ先

町民生活課 TEL73-1203

2 子育て支援金

高千穂町では、出産を奨励し子育てを支援することにより、定住の促進と活力ある町づくりを図ることを目的に子育て支援金の支給を行っています。

条件1：本町に住所があり、定住が見込まれる方

※1年以上お住まいの方、または本町で定住が1年以上見込まれる方

条件2：お子様を出生、もしくはお子様が小・中学校に入学された方

●支援金の内容

- ・第1子・第2子・・・5万円
- ・第3子・・・・・・・・・・10万円
- ・第4子以降・・・第3子の金額に50,000円
ずつ加算した額

●申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・父又は母名義の通帳

3 健康保険の加入手続き

赤ちゃんが生まれたら、健康保険の加入手続きをしてください。
国民健康保険の場合は、出生届の際に福祉保険課で加入手続きを行います。
また、社会保険の場合は、勤務先に被扶養者異動届を提出してください。

4 児童手当

高校生年代（18歳に到達後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している人（父・母など）のうち児童の生計を維持する程度の高い人（所得の高い方）に支給されます。

出生や転入など、異動のあった日の翌日から15日以内に申請してください。
申請が遅れた場合は手当を受けられない月が発生する場合がありますので、ご注意ください。

公務員の方は勤務先で申請してください。

【支給額】

児童の年齢		児童手当（一人あたり月額）
3歳未満	第1, 2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1, 2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※「第〇子」の考え方・・・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子を年齢の高い順に数えて「第〇子」といいます。なお18歳年度末以上は、受給者が子に対し経済的負担をしていることが要件となります。

- 申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・受給者の健康保険証
 - ・受給者名義の通帳

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

【支給月】

- ＊4月、6月、8月、10月、12月、2月
- ＊申請した月の翌月分から支給されます。



問い合わせ先
福祉保険課 TEL73-1202

5 こども医療費助成制度

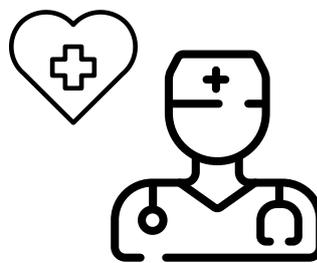
子育て家庭の負担を軽減し、こどもの健全な発育と福祉の向上を図ることを目的に0歳から中学校修了までの児童を対象に医療費自己負担分を全額無料としています。

申請は、出生や転入の翌日から14日以内をお願いします。

県外で受診した場合は、医療機関で支払った領収書を受診した日から1年以内にお持ちください。

ただし、薬の容器代、予防接種代、文書料、入院時における食事代などの保険適用外分は助成されません。

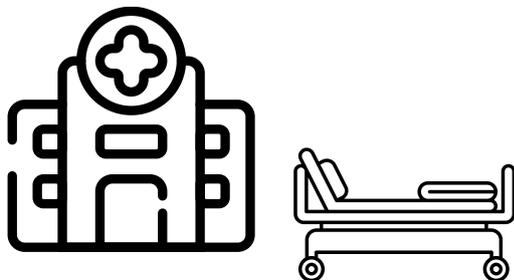
- 申請に必要なもの
 - ・印鑑（認め印で可）
 - ・医療保険証
 - ・振込先金融機関が確認できるもの



6 未熟児養育医療

生まれた時の体重が2,000g以下または、身体の発育が未熟なまま生まれた1歳未満の子どもに対し医師が入院養育を必要と認めた場合に養育医療にかかる費用を助成します。

保護者は、必要書類を添えて福祉保険課に申請してください。所得により自己負担額が発生しますが「こども医療費助成制度」を併用しますので、費用負担はありません。



問い合わせ先
福祉保険課 TEL73-1202

3. 赤ちゃん和妈妈の健康

1 新生児・乳幼児訪問



赤ちゃんが生まれたら、保健師がご家庭を訪問し、産後の母子の健康状態の確認や体重測定、育児相談、予防接種、各種健診などの説明をします。

2 産後ケア事業

産後の体調不良や育児不安などがある場合に、産院や助産所などで育児相談や授乳方法の指導、母親の健康管理などのサポートを受けることができます。

保健センターげんき荘へ利用申請書の提出が必要です。

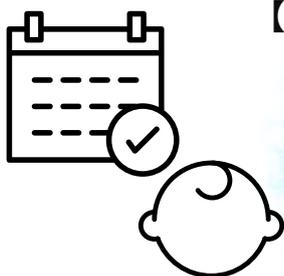
利用できる施設や内容、利用料金についての詳細は、「高千穂町産後ケア事業のご案内」をご確認ください。

3 乳幼児健康診査

子どもの健やかな発達を確認するために健診を行います。

健診の日程は母子カレンダーをご参照ください

※ 対象者へは個別通知いたします。



【高千穂町の乳幼児健診は以下のとおりです】

- 1ヶ月児健診（県医師会委託）
- 3ヶ月児健診 7ヶ月児健診 誕生日健診
- 1歳6ヶ月児健診（法定健診）
- 2歳6ヶ月児歯科健診
- 3歳6ヶ月児健診（法定健診）
- 5歳児健診

発達・発育などで気になることがあった場合は、母子育成事業として「発達相談」「ことばの教室」で、さらに丁寧な相談・診療を行います。

4

幼児歯科健診



歯科健診

- 1歳6か月児
(歯科医師による講話あり)
- 2歳6か月児
- 3歳6か月児

フッ化物塗布

- 2歳6か月児
※希望者のみ
フッ素塗布の際に歯科衛生士による
ブラッシング指導も実施しています



問い合わせ先

保健センターげんき荘 TEL73-1717



ワンポイントアドバイス

1. 1日3食しっかり食べ、規則正しい生活を心掛けましょう。
2. 野菜（特に緑黄色野菜）をたくさん食べましょう（1日350gを目標に）。
3. 牛乳・乳製品、卵、魚、肉、大豆製品、野菜、いも類、果物、きのこ、海藻など様々な食品をバランス良く食べましょう。
4. ママと赤ちゃんの貧血予防と丈夫な骨を作るために、鉄・カルシウムの多い食材を取り入れましょう。
5. 塩分の摂り過ぎは、高血圧やむくみを招き、妊娠高血圧症候群の誘因にもなります。薄味を心掛けましょう。



5

予防接種



種別	実施期間	対象年齢（望ましい期間）	回数
ロタウイルス	1年中	1価：生後6週～生後24週 5価：生後6週～生後32週	2回 3回
BCG		生後5ヶ月～8ヶ月の間	1回
5種混合 （ジフテリア 百日咳 混合 破傷風 不活化ポリオ Hib（インフルエンザ菌b型））		生後2ヶ月～7ヶ月未満で接種開始 2回目：1回目接種後27日～56日の間 3回目：2回目接種後27日～56日の間	3回
		追加：3回目接種のあと6～13ヶ月の間	1回
MR （麻疹・風疹混合）		I期：12～24ヶ月未満	1回
		II期：小学校就学前の1年間	1回
日本脳炎I期		36ヶ月～90ヶ月未満 2回目：1回目接種後6～28日（1～4週）	2回
		追加：2回目接種後およそ1年後	1回
小児用肺炎球菌 15価、20価		生後2ヶ月～7ヶ月未満で接種開始 2回目：1回目接種後27日以上あける 3回目：2回目接種後27日以上あける	3回
		追加：3回目接種後60日以上あける	1回
水痘	生後12ヶ月から36ヶ月に至るまでの間にあるもの	2回	
ヒトパピローウイルス （子宮頸がん）	中学1年生女子	3回	

【注意事項】

◎県内の医療機関とは委託契約を結んでいます。

基本的には、個別に医療機関を予約いただき、かかりつけの小児科等で接種をしていただきます。ただし、7ヶ月時健診（BCG）と誕生日健診（MR I期・水痘1回目）は乳幼児健診と同時に集団で実施しております。また、MR II期、日本脳炎（I期・II期）、II種混合は接種日を設けて集団接種での実施をしております。

◎持ち物：予診票、母子健康手帳

6

小児任意予防接種費用助成事業

下記の予防接種費用の一部を助成します。

予防接種名	助成回数	対象年齢	助成金額
おたふくかぜ	対象年齢内で2回	生後12ヶ月から小学生就学の始期に達する日の前日まで	3,000円/回
三種混合	1回	小学校就学前の1年間	1,500円
インフルエンザ	年度1回 (13歳未満は年度2回)	生後6ヶ月から中学3年生相当年齢	自己負担額 1回目：2,000円 2回目：2,000円 を超えた額

※費用の全額を支払い、償還払いに該当される方は、母子健康手帳（接種証明）および領収書を添えて保健センターに申請してください。

それぞれの予防接種で対象となる年齢が異なりますのでご注意ください。



問い合わせ先

保健センターげんき荘 TEL73-1717



ワンポイントアドバイス

『子どもが夜中に熱を出した、どうしよう?』、『不意のケガの応急手当、どうすればいい?』といった場合に、電話による相談を受け付け、医師や看護師が医療機関受診の有無や受診の時期、さらには家庭で実施可能な応急的な対応方法等のアドバイスを行います。

県北救急医療ダイヤル

☎0120-865-554（通話無料）

平日（月曜～土曜）午後5時～翌朝8時

日曜/祝日/年末年始（12月29日～1月3日） **24時間対応**

【利用方法】①上記の専用ダイヤルにお電話ください。

②相談員に電話がつながりましたら、年齢・お住まいの市町村をお聞きしますのでお答えください。

③その後、症状等をご相談ください。

4. 子育て支援の施設とサービス

1 保育園・認定こども園

保育園は、仕事や病気その他の理由により、家庭で保育ができない環境にある子どもを預かり、保育を行う施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設です。

入園を希望される方は、福祉保険課または各保育園へお問い合わせください。

●町内の保育園

	保育園名	所在地	開所時間	連絡先
公立	天岩戸保育園	岩戸4518番地2	7:00~18:00	74-8002
私立	中央保育園	三田井1099番地13	7:00~18:00	72-2428
	押方保育園	押方366番地2	7:00~18:00	72-3632
	光寿保育園	下野699番地4	7:00~18:00	77-1202

●町内の認定こども園

名称	所在地	開所時間	連絡先
学校法人 橘学園 第一高千穂幼稚園	三田井69番地1	7:00~18:30	72-2231
学校法人木の花学園 木の花幼保園	三田井1154番地	7:00~18:00	72-2487
社会福祉法人 高千穂福祉会 旭ヶ丘保育園	上野188番地7	7:00~18:00	77-1876

●入園の申込み

- ・ 4月入園・・・1月から入園申込みを受け付けています。
- ・ 中途入園・・・随時受け付けています。

※入園に関することについては、早めにご相談ください。



●施設利用料（保育料）

施設利用料は、入園年度の4月1日現在の満年齢を年齢区分とし、保護者の所得に応じた住民税課税額によって算定します。ただし3歳以上は無償です。

※第2子半額、第3子は無料となりますが、幼稚園部分と保育園部分で、カウントの方法が異なります。

※副食費は、所得割課税額が57,700円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子どもについては、免除されます。

●保育園に入園できる基準

- ・就労 ・妊娠、出産 ・保護者の疾病、傷害 ・求職活動
- ・親族の介護、看護 ・就学 ・虐待やDVのおそれがある場合
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要であること
- ・その他町長が認める場合

2 一時保育

保護者や家族の疾病等で緊急もしくは一時的に子どもの保育が必要になったとき、保護者の就労に関係なく一時的に保育します。

お申し込みは、各保育園にお問い合わせください。



問い合わせ先
福祉保険課 TEL73-1202

3 高千穂町子育て支援センター

高千穂町子育て支援センターとは、明日を担う子どもたちの健やかな成長と乳幼児をもつ親御さんたちが安心して子育てができるようにお手伝いする施設です。

- 開所日：月～金曜日（祝日を除く）及び、第1日曜日
- 開所時間：10時～15時30分
- 場所：高千穂鉄道本社跡（旧高千穂駅前の建物）

Q1.誰でも行ってもいいのですか？

就学前の児童、保護者、これから母親になられる方など、どなたでも無料で自由に利用できます。

Q2.どんなことをするのですか？

子育て中の親子の交流の場をつくり、育児・子育てに関する情報を提供します。また、育児や子育てに関する不安や悩みの相談も随時行っています。

Q3.スタッフはどなたがされているのですか？

保育士等の、子育て知識と経験がある職員がお待ちしております。

Q4.保育園のように子どもだけを預けることは？

子育て支援センターは、託児施設ではありませんので、子どもさんだけをお預かりすることはできません。また、センター内での活動は保護者の責任の下で行ってまいります。



問い合わせ先

子育て支援センター TEL72-4511

4 高千穂町ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターとは、「子育てを応援してほしい人（利用会員）」と「子育てを応援したい人（協力会員）」が会員となり、一時的な子育てを地域で助け合う有償ボランティアの組織です。

●対象者

町内在住の方で、生後6ヶ月以上～小学校6年生以下のお子さんをお持ちの方

●実施日時

月曜日～金曜日（祝日を除く）

曜日	時間	利用金額（1時間あたり）
月～金	午前8時～午後6時まで	500円
	上記時間以外	600円
病後児	午前8時～午後6時まで	600円
	上記時間以外	700円

こんな時にご利用できます！

今日は
残業になりそう…

でも仕事を抜けられない！
誰か保育園にお迎え行って
くれないかなあ…

今日は
体調が悪いなあ…

自分が病院に行く間、
子どもを預かってくれる
人はいないかなあ…

たまには
リフレッシュしたい♪

美容室やショッピングに
行きたい…
少しの間、子どもを
預かってほしいなあ…



ワンポイントアドバイス



問い合わせ先
社会福祉協議会 TEL72-3667

◆ご存じですか？民生委員児童委員（主任児童委員）

地域で皆さんの相談に応じる厚生労働大臣に委嘱されている方々です。
子育てのことをはじめ、様々な悩みを抱えている人たちと同じ地域住民の立場に立って、相談に乗ったり、必要に応じて福祉サービスにつなげるなど誠意を持って支援しています。

5. 学校教育

1 育英資金の貸付

向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、学資金の一部を貸与することにより、将来有能な人材の育成を目的としています。

高等学校及び大学等の進学について、育英資金選考委員会において、適当と認められた方に学資の一部を貸付します。

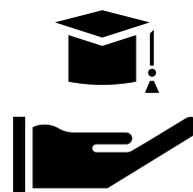
●定期貸付額

町内高校進学……月額15,000円

町外高校進学……月額20,000円

大学生等 ……………月額30,000円

無利子で、貸付期間終了後「貸付を受けた3倍の期間内」に全額を返還していただくことになります。



●奨学資金の返済免除

高千穂町に定住する場合は、返済免除となる制度があります。免除には次の要件を満たす必要があります。

- (1) 返還期間が、貸付期間の2倍以上の期間であること。
- (2) 免除額は償還台帳に記載された月額で計算し、半月以上定住し生活実態があること。
- (3) 貸与生であった者及びその者と父母を同一とする者の育英資金の返還に未納が無く、かつ、貸与生であった者の同居世帯の町税等に未納が無いこと。
- (4) 年度毎の申請とし、毎年度初めに必要書類を添付し申請すること。
- (5) 申請途中で町外へ転出した場合、または、生活実態が認められないことが判明した場合は、返還が再開または遡って返還すること。

年度途中からの申請も受け付けますが、申請日からの免除となります。



問い合わせ先
教育委員会 TEL73-1205

2 放課後児童クラブ

放課後児童クラブとは、放課後の時間帯において保護者が就労等により家庭にいない子供に対し、適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの状況や発達段階を踏まえながら子どもの健全な育成を図るものです。

●対象児童

町内の小学校に在学し、放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に保護者の仕事などのために、家庭において一人で過ごさなければならないような6年生までの児童

●開所時間	平日	13:45～18:00まで
	土曜日	8:00～17:45まで
	長期休業	7:45～18:00まで

●費用負担

通常月：月額3,000円（5日以内の利用の場合 利用日数×500円）
8月：月額5,000円（9日以内の利用の場合 利用日数×500円）

●実施場所 平日 高千穂小児童クラブ、岩戸小児童クラブ、
押方小児童クラブ、田原小児童クラブ、
旭ヶ丘学童クラブ

土曜日 高千穂小児童クラブ
(すべての児童クラブを高千穂小にて合同開所します。)



問い合わせ先
福祉保険課 TEL73-1202



ワンポイントアドバイス

◆西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター

地域で生活されている子どもや障がい者の方、その家族が安心して生活が送れるよう関係機関と連携して相談支援を行うところです。

子育てに不安がある、子どもの発達や成長が気になる、経済的な不安があるなどの子育てに関する相談のほか、教育や障がいに関する相談に、社会福祉士や保健師、臨床心理士の専門の職員が対応します。

お気軽にご相談ください。

場所 子育て支援センター1階 高千穂町大字三田井1447-1
開所時間 月曜～金曜（8：30～16：30）
電話 090-4485-9432
FAX 0982-82-2432
メール nnwc2041@outlook.jp



ワンポイントアドバイス

◆宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」

ニート、引きこもり、不登校など、さまざまな悩みを抱えている子どもや若者（0歳から概ね30歳代）及びその家族などからの相談を専門の相談員がお受けします。必要に応じて適切な支援機関へおつなぎします。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

◆TEL 0985-41-7830 午前10時～午後7時

日・月・火・金・土（祝日、年末年始を除く）

◆FAX 0985-41-7831

◆メール soudan@miyazaki-kowaka.jp

（FAXとメールは、24時間受け付けています）

6. 発達支援が必要なお子さんのために

1 重度心身障害者医療費助成制度

保険診療内において、医療費の一部負担金のうち、入院：1医療機関につき1,000円/月、外来：1診療報酬明細書につき500円/月を超える額、調剤は全額をそれぞれ助成します。

※中学生までは、子ども医療で全額助成します。

●対象

- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳で重度の方
- ・身体障害者手帳3級でかつ療育手帳が中度の方

2 自立支援医療制度

身体上の障がいを除いたり、障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。助成を受けられる機関は、指定された育成医療機関です。原則1割負担ですが、保護者の所得に応じて月額の上限があります。

- 育成医療：18歳未満
- 更生医療：18歳以上
- 精神通院医療

3 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に係る補聴器の購入費用等の一部助成を行います。

- ・対象児 18歳以下
- ・負担額 費用の1/3
- ・申請には、宮崎大学医学部付属病院難聴支援センターの医師の意見書が必要です。



問い合わせ先
福祉保険課 TEL73-1202

4 重度心身障害者介護手当

心身に重度の障がいのある人を常時介護されている方の負担を軽減するために支給するものです。

●支給額

- ・一人につき 月額10,000円

5 特別児童扶養手当

20歳未満の心身に重度の障がいのある人を監護または養育している保護者に支給されます（所得制限あり）。

高千穂町に申請し、県に進達されます。その後、県の審査を経て支給されます。

●支給額

- ・1級の場合 月額 55,350円
- ・2級の場合 月額 36,860円

●支給月

- ・年3回（8月、12月、4月）

●手続きに必要なもの

- ・診断書、印鑑、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票など

※児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されません



問い合わせ先
福祉保険課 TEL73-1202

7. ひとり親家庭のために

1 ひとり親家庭医療費助成制度

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父・母、その方が扶養する児童、父母のいない児童（18歳の年度末まで）を対象に、ひとり親家庭に係る保険給付につき、一部負担金を支払った場合において、支払額（社会保険各法による付加給付があるときは、その額を控除した額）から、一人月額1,000円を控除した額を助成します。

- 手続きに必要なもの
- ・健康保険証 ・印鑑 ・通帳
- ※所得制限があります。



2 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない18歳以下の児童の親、あるいは親に代わってその児童を養育している方に手当が支給されます。

●支給額

児童数	全部支給	一部支給
1人目	46,690円	46,680～11,010円
2人目以降の加算	11,030円を加算	11,020～5,520円

※受給資格者等の所得に応じた手当額の支給制限が行われます。
※公的年金等の支給を受けている受給資格者については、所得に応じた支給制限を行った後に、さらに公的年金等の受給額に応じた手当額の支給制限が行われます。

- 手続きに必要なもの
- ・印鑑 ・戸籍謄本 ・住民票（世帯全員分） ・年金手帳 ・通帳
- ※申請時の状況により追加の添付書類があります。



問い合わせ先
福祉保険課 TEL73-1202

3 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭並びに寡婦の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図るために、宮崎県が実施する貸付制度です。資金によって無利子、または条件により無利子の貸付です。

この制度については、西臼杵支庁福祉課 母子父子自立支援員へご相談ください。

種類	貸付対象	内容	貸付限度額
修学資金	児童	高校、大学、大学院または専修学校における修学に必要な資金 (例：授業料、校納金、寮費、家賃、通学費、教材費等)	日額 27,000 ～183,000円
就学支度資金	児童	小中学校、高校、大学等への入学のために必要な資金(例：入学金、制服代、アパート敷金、教材費等)	64,300～590,000円
修業資金	児童	就職をするのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金 (例：運転免許の取得等)	日額 68,000円
技能習得資金	父、母 寡婦	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金	日額 68,000円
就職支度資金	児童 父、母 寡婦	就職するために必要な資金 (例：衣服、アパート敷金等)	105,000円

上記のほか、事業開始資金、事業継続資金、医療介護資金、生活資金、転宅資金および結婚資金があります。



問い合わせ先
西臼杵支庁 福祉課 TEL72-2193

4 求職・資格取得のための支援（給付）

●自立支援教育訓練給付金

指定の講座を受講したひとり親家庭の親に、受講後にかかった受講料の一部が支給されます。

●高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格取得を目指し、1年以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、毎月一定額の給付金を支給します。

さらに入学経費や就職に必要な費用の貸付制度もあります（条件により償還免除）。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援制度

ひとり親家庭の親や児童が高卒程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したときおよび合格したときに受講費用の一部を支給します。

※詳しいことは、西臼杵支庁福祉課（☎72-2193）にお尋ねください。

※事前にご相談ください。

8. 児童虐待に関すること

1 児童虐待とは

すべての子どもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な身体・知的発達・心理発達への影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する重大な権利侵害です。

親または親に代わって子どもを育てている者が18歳未満の子どもに対して行う下記の行為は児童虐待に当たります。

●身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、縄などにより一室に拘束するなど

●性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

●ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

●心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス、DV）など

高千穂町では、こどもや子育て世帯の悩みや困りごとの相談支援を行う「高千穂町こども家庭センター」を設置しました。

次ページへ

2 高千穂町こども家庭センター

町内に居住するすべての妊産婦の方や子育て家庭・こどもが、安心して生活や子育てができるよう「母子保健」と「児童福祉」が一体となって、それぞれの家庭に応じた支援を切れ目なく対応することを目的とした機関です。

役場福祉保険課と保健センター（げんき荘）が協働して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援、子育て家庭とこどもの福祉に関する支援を専門的に行います。

妊娠中や出産、子育てに不安がある
子育てや家庭の悩みを相談する人がいない
子どもの発達が心配
子どもにイライラして当たってしまう
学校に行くのがつらい

など



妊娠中から子育て期に関するお悩みや不安など、ひとりで抱え込まずお気軽にご相談ください。
こどものみなさんも相談できます。

福祉保険課 73-1202

保健センター（げんき荘） 73-1717

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15